

ジェンダー統計の観点からの 性別欄検討ワーキング・グループ

第4回報告資料

神林龍(一橋大学経済研究所)

2022年7月15日

話の内容

(1) 調査統計と業務統計の違い

(2) 技術的に考えるべき論点

(1) 調査統計と業務統計の違い

調査票情報

統計(要約)
をつくる

業務データ

c.f.) 「統計をとる」という日本語の意味は曖昧。

- すでにあるデータを要約する [業務統計]
- データそのものをつくる



(1) 調査統計と業務統計の違い 問題の所在

- 業務データとして収集すべき情報なのか？

- 調査情報として収集すべき情報なのか？

この2つの問いへの
解答は自明ではな
いし、同一でもない。
なぜなら...

- (統計として作成すべき情報なのか？)

- 個票(マイクロデータ)が利用可能であればいつでも作成できるので、あらかじめ議論しておく意味はあまりない。

(1) 調査統計と業務統計の違い 問題の所在

(1a) 情報の**使われ方(目的)**が異なるから。

(1b) 情報の**集め方**が異なるから。

(1c) **費用**構成が異なるから。

結局、(...中略...)なので、

『「性別欄」は何のために必要か?』という問いに対する、個別具体的な回答の合理性が決定的に重要

(1) 調査統計と業務統計の違い

(1a) 情報の使われ方(目的)が異なる

日常業務の遂行

に必要な情報

(例) 該当者の決定、
遂行状況の把握など

高次の意思決定

に必要な情報

(例) 政策立案や評価
など



(1) 調査統計と業務統計の違い

(1b) 情報の集め方が異なる

その都度設計
されて集められる情報

ほぼ自動的に
集められる情報



(1) 調査統計と業務統計の違い

(1c) 費用構成が異なる

基本的に初期費用
と追加費用の区
別なし

初期費用大
維持費用小
設計変更は大変



(1) 調査統計と業務統計の違い (1d) ということは...

業務に必要とあ
らかじめ決めら
れた最小限の情
報を収集

(例)雇用保険データ

当座必要がなく
とも高次の意思
決定に必要な情
報を適宜収集

(例)比較対象群



(1) 調査統計と業務統計の違い

- 日本の伝統？：業務データと調査情報の区別がついていない。(むしろ調査情報の概念がない)
 - 統計法第一条
 - 旧(1947年成立)「この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。」
 - 第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。
 - 2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

目的外利用する条件は、『具体的には、行政機関との共同研究、行政機関からの委託研究または補助を受けて行う研究、行政機関が公益性を有することを認めた研究』であることが必要で、『単なる学問的な利用では積極的な公益性があるとは認められない。』 山口幸三(2008)「政府統計の個票利用と統計法改正」『経済研究』59(2):139-152(引用部分は140ページ)

(1) 調査統計と業務統計の違い

- 日本の伝統？：業務データと調査情報の区別がついていない。(むしろ調査情報の概念がない)
 - 統計法第一条
 - 新(2007年改正)「この法律は、**公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報**であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって**国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。**」
 - 政府による調査情報は行政目的のため(だけ)に収集されるのではない。

(1) 調査統計と業務統計の違い

- 日本の伝統？：業務データと調査情報の区別がついていない。(むしろ調査情報の概念がない)
 - 調査を**現業**部門が管理運営する
(例) 賃金構造基本統計調査(旧指定統計・現基幹統計)は「各労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員」が担当していた(現在は民間委託併用)
 - 「何の役に立つの？」の威力
(例) 政策立案/評価に資する情報は、多くは**間接的**。比較対象群については無関係ですらある。業務データについてこの質問は真剣に考える必要があるが、調査情報についてこの質問への解答が理解されるかは、質問者の統計的リテラシーと直結している。

(1) 調査統計と業務統計の違い

- 「性別欄」は何のために必要か？
 - 当該行政業務遂行のために必要か？
 - YES： 業務データに設ければよい
 - ただし、現実には最小限の原則は貫徹していないことが解釈を難しくしている(例：1歳刻みの年齢、性別)
 - NO： 業務データに必要なはない
 - 政策立案/評価のために必要か？
 - YES： 調査情報として収集
 - NO： 調査情報としても収集する必要はない

性別欄は、同一視すべきではない2つの問題と関連している。

(2)技術的に考えるべき論点

- 定義の問題
 - どう定義するか
 - 具体化される場合に議論の対象(スキップ)

(2)技術的に考えるべき論点

- 精度の確保との関連
 - 構成比1%をきるような項目について精確な調査が期待できるか？(サンプルサイズの問題)
- 他の統計との関連
 - 年齢/性別/現住地
 - 世帯調査の標本設計時の基本情報(なので国勢調査が重視する)を乱す場合には影響はかなり大きい。